

熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

(熊本市手数料条例の一部改正)

第1条 熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第48号を削り、同項第49号を同項第48号とし、同項第50号から第53号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

(熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正)

第2条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)関係の部中「25,700円」を「26,000円」に、「15,300円」を「15,500円」に改め、同表食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)関係の部の次に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第	輸出証明書発行申請	1件につき 900円
-------------------------------	-----------	------------

57号) 関係		
---------	--	--

別表医療法（昭和23年法律第205号）関係の部診療所開設許可申請の項中「18,000円」を「19,000円」に改め、同部診療所使用許可申請の項中「22,000円」を「23,000円」に、「11,000円」を「11,500円」に改め、同部助産所開設許可申請の項中「11,000円」を「11,800円」に改め、同部助産所使用許可申請の項中「16,000円」を「17,200円」に、「8,000円」を「8,600円」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係の部中「29,000円」を「29,200円」に、「11,000円」を「11,300円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同表死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）関係の部中「3,400円」を「3,700円」に改め、同表動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）関係の部特定動物飼養等許可申請の項及び特定動物飼養等変更許可申請の項中「15,500円」の次に「(同時に数件の申請が行われる場合(当該数件の申請に係る特定飼養施設が同一の所在地にある場合に限る。))における2件目以降の申請にあつては、1件につき11,000円)」を加え、同部犬又は猫の引取り(動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に規定する場合を除く。)の款中「1,000円」を「2,000円」に、「200円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本市手数料条例第2条第2項の改正規定は、この条例の公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提出理由)

化製場設置許可申請に係る手数料等の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。